

原因分析報告書要約版公表方針の変更等に関するご案内

標記につきまして、以下のとおり対応してまいりますのでご案内申し上げます。

＜本文書にてお知らせする内容＞

1. 原因分析報告書要約版（以下「要約版」）の公表について、分娩機関等と保護者から同意・不同意の意思を確認したうえで、本制度ホームページへ掲載します。
2. 審査委員会での審査結果について、分娩機関と保護者から同意・不同意の意思を確認したうえで、補償認定請求用専用診断書を作成した診断医へお知らせします。
3. 上記にあわせ、本制度の標準補償約款、加入規約を一部改定します。

1. 「要約版」の公表方針の変更

1) 公表方針変更の経緯

- (1) 「要約版」は、特定の個人を識別できる情報や分娩機関を特定できるような情報を記載していないことから、これまでは個人情報には該当しないものとして、制度運営に関する高い透明性の確保および同じような事例の再発防止や産科医療の質の向上を図ることを目的に、本制度ホームページに掲載し、公表してまいりました。
- (2) しかしながら、個人情報保護法の改正により、情報提供元において個人を特定できる場合は個人情報に該当するとの「提供元基準」が明確に示され、法律家や政府関係者から「要約版」の公表は個人情報の第三者提供に該当するとの指摘を受けたことから、同意を得ていない「要約版」の公表を本年8月1日より一旦停止し、改めて法律家や政府関係者の見解も確認し、「要約版」の取り扱いについて検討してまいりました。
- (3) 「要約版」の公表は、公益性が極めて高く、産科医療の質の向上に広く寄与することから「公衆衛生の向上」を目的とした個人情報の第三者提供にあたりと考えられ、また、公表のための同意取得については、保護者や分娩機関・関連医療機関など多様かつ多数の対象者が存在し、膨大な労力や費用が必要となることから、「同意を得ることが困難である」と考えられます。そのため、「要約版」の公表は、個人情報保護法第23条第1項第三号の例外規定に該当し、同意取得を必要とせず「要約版」を公表できるというのが原則となりますが、本制度の公益性や昨今の個人情報の管理にかかる社会的動向に鑑み、保護者および分娩機関・関連医療機関からの同意取得に努めたうえで、「要約版」の公表を再開することといたしました。
- (4) 今後、保護者および分娩機関・関連医療機関から「要約版」の公表についての同意・不同意の意思を確認し、「要約版」の公表を行ってまいります。ただし、保護者または分娩機関・関連医療機関のいずれかから「要約版」の公表を行うことについて同意しない旨の意思表示があった場合には、当該「要約版」はホームページに掲載いたしません。

2) 「要約版」に掲載する内容

掲載する「要約版」の内容は、公表停止以前から変更はありません。また、個人や分娩機関が特定されるような情報は記載されません。

3) 今後の予定

本年 12 月以降、該当する分娩機関等およびお子様・保護者に、同意に関するご案内をお送りさせていただき、2019 年 1 月以降、不同意の意思表示のあった場合を除いて、順次、公表してまいります。

2. 「審査結果のお知らせ」の取扱い方針の変更

1) 取扱い方針変更の経緯

審査委員会での審査結果については、審査結果通知書にて保護者（補償請求者）および分娩機関へ通知しています。また、保護者（補償請求者）から不同意の申し出がなかった場合は、今後の補償認定請求用診断書の作成にあたり診断の質の向上につながることを目的として、診断医に対しても審査結果をご連絡してまいりました。

しかしながら、審査に必要となる情報を把握している診断医へのご連絡であっても、このたびの個人情報保護法の改正にて新設された「要配慮個人情報」の第三者提供に該当すると考えられるため、今後は事前に保護者（補償請求者）および分娩機関から同意書により同意・不同意の意思を確認し、同意をいただいたものについてのみ、診断医への「審査結果のお知らせ」を行う取扱いに変更いたします。

2) 診断医に送付する審査結果に関する情報

- 補償請求者名 ○お子様の氏名 ○お子様の生年月日
- 審査結果（補償対象外と判定された場合はその理由）

3. 標準補償約款、加入規約の改定

1) 標準補償約款、加入規約改定の経緯

これまでの標準補償約款・加入規約は、個人情報保護法改正前の個人情報の定義に基づき作成されておりましたが、個人情報保護法改正にあわせ、個人情報の第三者への提供の目的や提供先を明記するため、標準補償約款・加入規約を改定し下記内容の追記を行います。

- 補償認定請求用専用診断書を作成した診断医に対して審査結果をお知らせすること
- 「要約版」の公表、原因分析報告書全文版（マスキング版）の開示等を行うこと

2) 改定日

2019 年 1 月 1 日

標準補償約款については、改定日以前に登録証を交付した妊産婦の皆様についても、本改定内容を適用いたします。

3) 改定内容

標準補償約款・加入規約に、下記文言を追加いたします。

	標準補償約款	加入規約
追加箇所	(個人情報取扱い) 第十一条	第九章 その他 (登録情報等に関する取扱い) 第三十一条
追加文言	<p>三 今後の補償対象の認定申請に係る診断の質の向上を目的として、別表第二第三号の書類を作成した医療機関に対して個人情報を提供すること</p> <p>四 制度としての高い透明性を確保すること並びに将来の同種の脳性麻痺の再発防止及び産科医療の質の向上を図ることを目的として、国民、医療機関、関係学会・団体、行政機関等に対して、個人情報を提供すること（ただし、提供先にて特定の個人や医療機関を識別することができる情報を除きます。）</p>	<p>三 今後の補償対象の認定申請に係る診断の質の向上を目的として、児の脳性麻痺の障害等級の程度を証明する診断書を作成した医療機関に対して情報を提供すること</p> <p>四 制度としての高い透明性を確保すること並びに将来の同種の脳性麻痺の再発防止および産科医療の質の向上を図ることを目的として、国民、医療機関、関係学会・団体、行政機関等に対して、情報を提供すること（ただし、提供先にて特定の個人や医療機関を識別することができる情報を除く）</p>

改定後の標準補償約款および加入規約は、本制度ホームページ (<http://www.sankahp.jcqh.or.jp/>) に掲載しております。

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせ先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

以上